

I 計画策定の趣旨と位置づけ等

1 高齢化の状況など

<p><b>○高齢化の進展</b> 【高齢者人口】【高齢化率】</p> <p>H26年 約7万9千人 26.7% H29年 約8万3千人 29.5% H37年 約8万7千人 33.9%</p>	<p><b>○要介護等認定者（第1号）数の増加</b> 【認定者数】 【認定率】</p> <p>H26年 約1万5千人 19.4% H29年 約1万7千人 20.8% H37年 約2万1千人 24.7%</p>	<p><b>○給付費等の推移</b> 【給付費】【保険料(月額)】</p> <p>H26年度 約251億円 5,546円 H29年度 約274億円 6,394円 H37年度 約386億円 10,064円 ※H37年度は現状推計の参考値</p>
--	---	---

2 計画策定の趣旨

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、青森市新総合計画に掲げる「健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち」の実現を目指して本計画を策定します。

3 計画策定の位置づけ

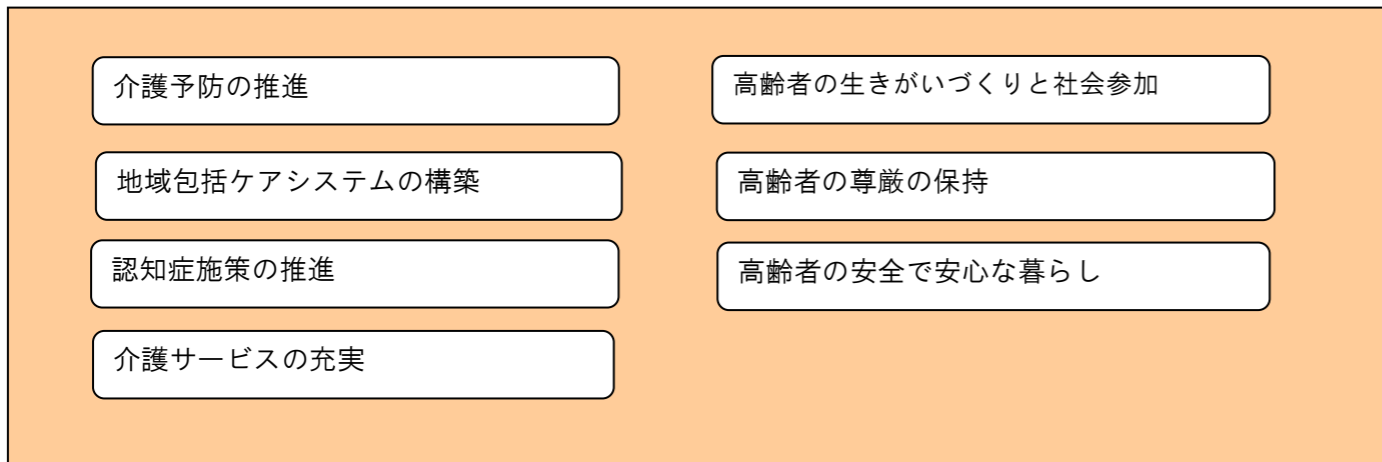
本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を一体的な計画として策定します。

また、青森市新総合計画に掲げる高齢者に関する施策を総合的に推進するための分野別計画に位置付けられています。

4 基本理念

健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち

5 基本方向

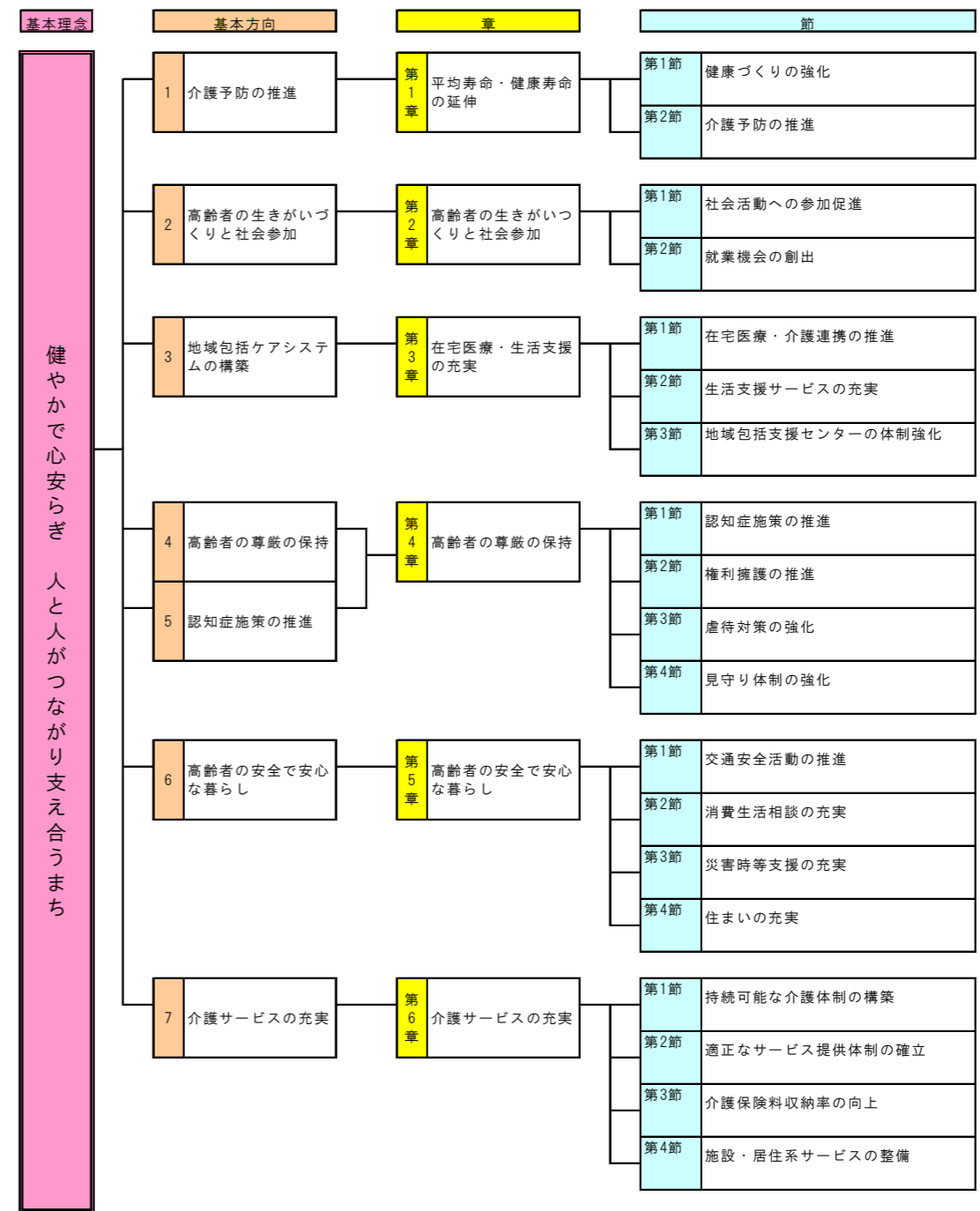


6 計画の推進体制

- ①目標とする指標の設定
- ②国の施策等に対応するための弾力的な運用
- ③市民と行政の協働
- ④各関係団体との連携
- ⑤審議会における高齢者施策の審議
- ⑥組織体制の強化

II 分野別施策の体系図

■ 計画の体系図



III 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

分野別施策のほか、主に次の内容について本計画に位置づけることとします。

○介護保険制度の概要

（介護保険制度の改正、介護保険料の算出方法等）

○介護保険事業の運営状況

○介護保険事業の円滑な運営

IV 第6期計画における重点事項等及び介護保険制度の主な改正内容について

- 介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点の視点から改正が行われ、平成27年度から順次実施されます。
- いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みを進めます。

地域包括ケアシステムに向けた第6期計画における重点事項等

◆医療・介護連携の推進

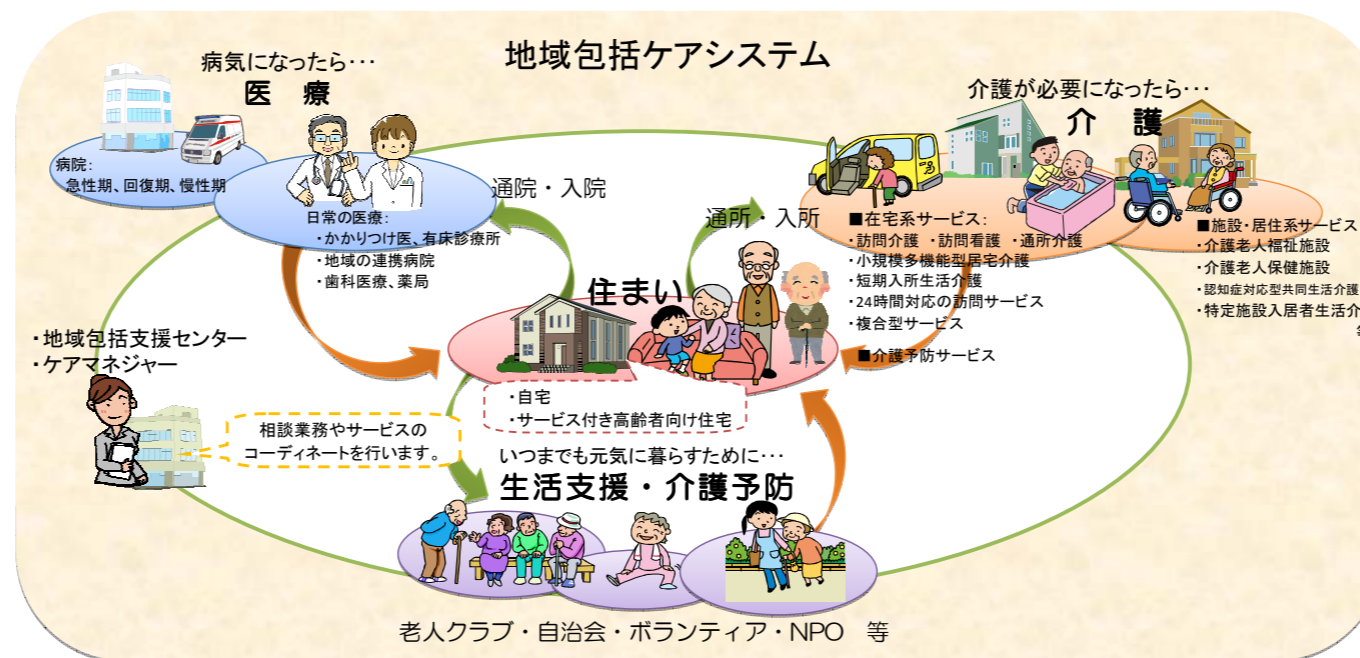
市医師会等と連携を図り、在宅医療・介護サービスの把握等の実施  
【H27から順次実施】

◆認知症施策の推進

- ①認知症地域支援推進員の設置 【H27実施】
- ②認知症ケアパスの普及（パンフレット配付） 【H27実施】
- ③認知症初期集中支援チームの設置 【実施検討】

◆生活支援サービスの充実

H29年4月の総合事業移行に向けて、多様なサービス提供のための資源発掘・担い手育成等の実施  
【H27から順次実施】



◆地域包括支援センターの体制強化

- ①日常生活圏域の区域見直し 【H28実施】
- ②（仮称）青森市基幹型地域包括支援センターの設置 【計画期間内実施】

◆介護予防の推進

- ①介護予防事業の強化・見直し 【順次実施】
- ②新しい総合事業への移行 【H29年4月実施】

◆介護給付の適正化の推進

新たにケアマネジャー・理学療法士などの専門職のアドバイザーによるケアプラン点検の実施  
【H27 実施】

介護保険制度の改正のポイント

1 介護保険料が変わります

低所得者の保険料の著しい上昇を防ぐため、保険料の段階を第5期の11段階から13段階へ細分化し、中間層の料率の配慮をするとともに、高所得層の料率の引き上げを行います。なお、低所得者の負担軽減のため、給付費5割の公費とは別枠で公費（国・県・市）を投入し、低所得者の負担軽減を図る予定としています。  
【平成27年4月から実施】

2 一定以上の所得があるかたは自己負担が2割になります

65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本として、利用者負担を2割に見直しを行うこととしています。  
【平成27年8月から実施】

3 低所得の施設利用者の食費・居住費軽減の適用要件が変わります

低所得の施設利用者の食費・居住費負担を軽減する「補足給付」について、一定額を超える預貯金等（単身1,000万円、夫婦世帯2,000万円）がある場合や世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は、軽減対象外となります。  
【平成27年8月から実施】

4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わります

特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定することとされています（既入所者は除く）。※要介護1・2の方であってもやむを得ない事情等の場合は、特例入所を認められる場合があります。  
【平成27年4月から実施】

5 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防給付（要支援1・2のかた向け）の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。  
【平成29年4月から実施】

第1章 平均寿命・健康寿命の延伸

第1節 健康づくりの強化

健康教養(ヘルスリテラシー)の向上 … P39

医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携した健康教室の開催  
ロコモティブシンドローム( )を予防するための予防教育の支援など  
運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態

第2節 介護予防の推進

介護予防の普及啓発 … P43

出前講座・介護予防教室の開催等を通じた積極的な情報提供  
身近な地域での介護予防体操の普及・ボランティア人材の育成

多様な介護予防の場の提供 … P43

「こころの縁側づくり事業」に、介護予防の機能を追加し、身近な場所での介護予防を支援

第2章 高齢者の生きがいづくりと社会参加

第1節 社会活動への参加促進

生きがいづくりの充実 … P47

高齢者健康農園や寿大学などの場のほか、各種研修会等の情報提供など高齢者の生きがいづくりに対する支援  
ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加を促進するため、ボランティアポイント制度の導入を検討

第2節 就業機会の創出

高齢者の就業促進 … P49～50

元気な高齢者が地域における高齢者の生活支援サービスの担い手としても活躍できる環境づくりの推進

第3章 在宅医療・生活支援の充実

第1節 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護連携の促進、在宅医療・介護のサービス提供体制の整備 … P52

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、市医師会とともに医療と介護等の関係者による連携会議を開催するなど、医療と介護の連携を推進します。

第2節 生活支援サービスの充実

多様な生活支援サービスの提供 … P55～56

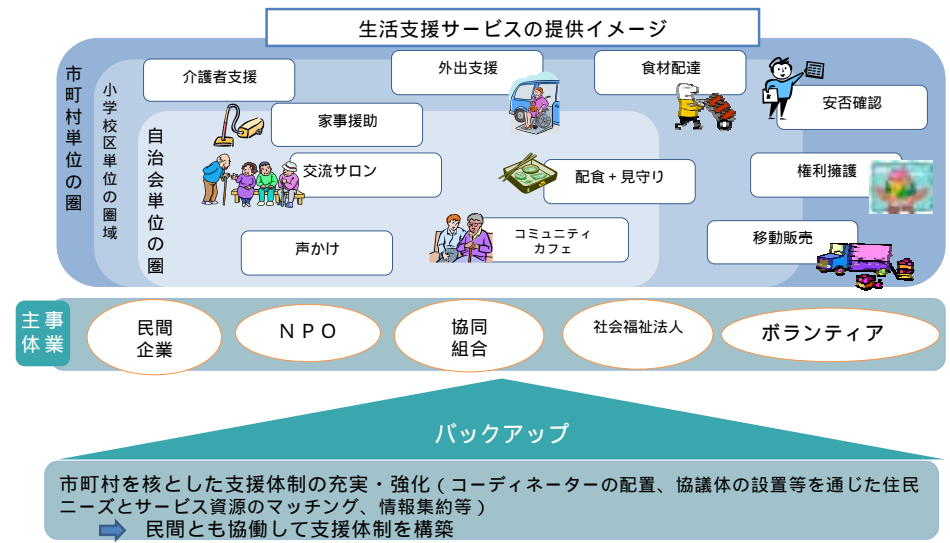
地域包括支援センターが実施している総合相談事業等のほか、高齢者を介護する家族の負担を軽減するための支援の実施

介護予防・生活支援サービスの基盤整備 … P56

平成29年4月からの新しい総合事業の実施に向けて、多様な主体による多様なサービスを提供するための「生活支援体制整備事業」を平成27年度から順次実施

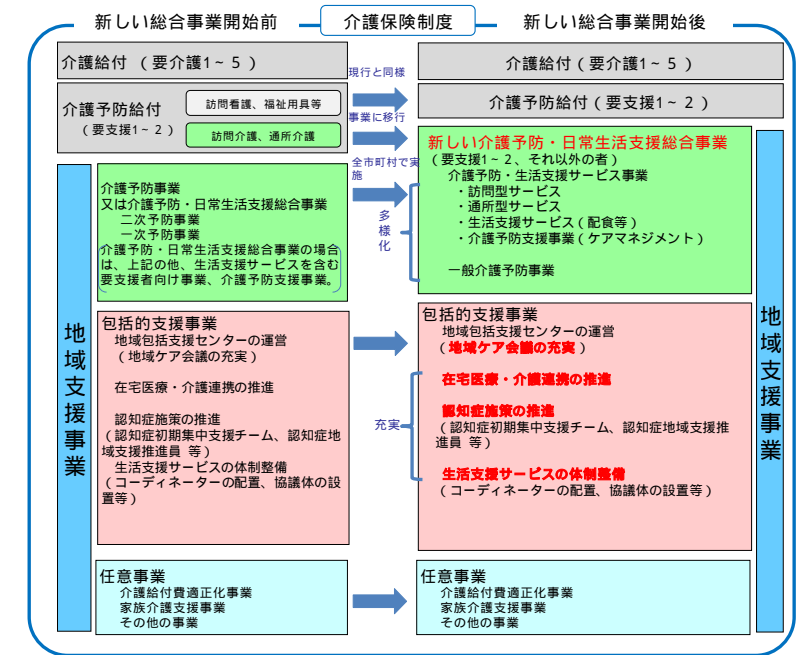
生活支援の担い手の養成、サービスの開発などを進める「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置

多様な主体間での情報共有や、連携・協働による取組みを推進するための「協議体」の設置



新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の推進 … P57

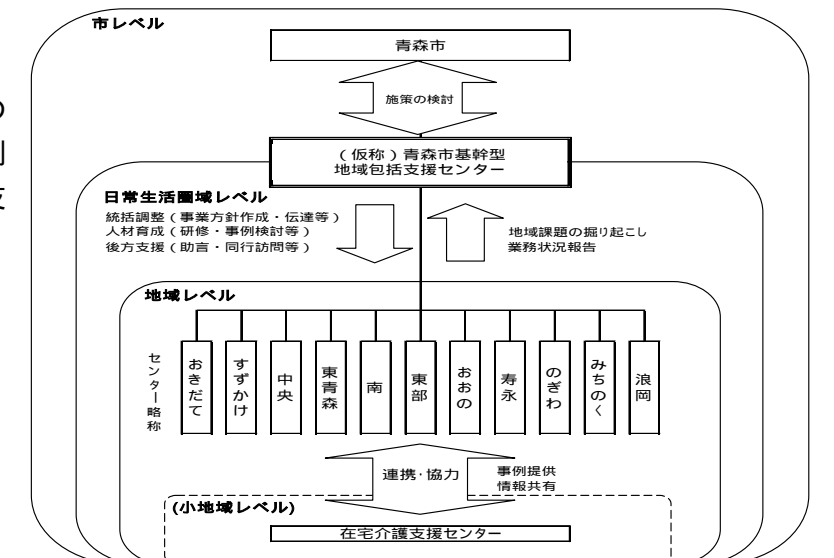
要支援者に対する訪問介護・通所介護を含む新しい総合事業へ平成29年4月から移行



第3節 地域包括支援センターの体制強化

役割分担・連携強化 … P59

各地域包括支援センターの業務状況の把握・分析を行い、統括調整を図る役割を担う(仮称)青森市基幹型地域包括支援センターの設置

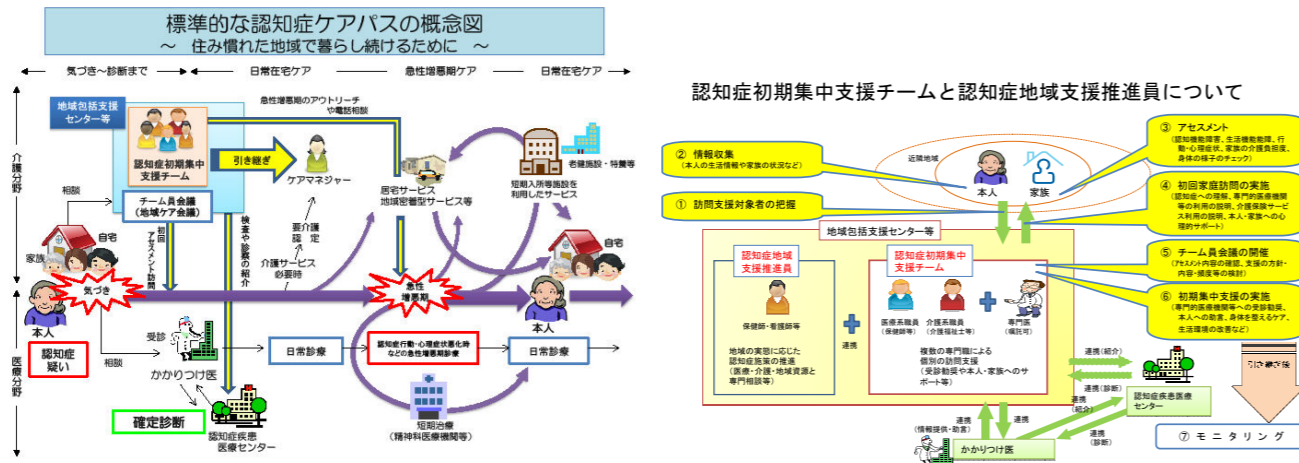


## 第4章 高齢者の尊厳の保持

### 第1節 認知症施策の推進

#### 認知症の早期発見・早期対応 … P64

- 平成27年度に状態に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示す「認知症ケアパス」を周知するためのパンフレットを每户配布
- 認知症の方や家族に対する効果的な初期支援のため、医師・作業療法士、社会福祉士などの専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」設置の検討



#### 支援体制の強化 … P64

- 認知症の方や家族に対する相談支援強化や介護と医療連携の推進役を担う「認知症地域支援推進員」の設置
- 認知症カフェなど、認知症の方や家族同士の支えあい活動への支援

### 第2節 権利擁護の推進

#### 市民後見人支援体制等の強化 … P67

- 成年後見の需要増に対応するため、市民後見人の育成や市民後見人への支援体制の充実

### 第3節 虐待対策の強化

#### 高齢者虐待の早期発見・早期対応 … P70

- 弁護士や社会福祉士等の専門職と連携した高齢者虐待の早期解決に向けた支援

### 第4節 見守り体制の強化

#### 行方不明高齢者の早期発見 … P72

- 認知症等による徘徊を早期発見するための情報提供体制（徘徊高齢者SOSネットワーク）の構築

## 第5章 高齢者の安全で安心な暮らし

### 第1節 交通安全活動の推進

### 第2節 消費生活相談の充実

### 第3節 災害時等支援の充実

#### 災害時等における地域福祉活動の充実 … P77

- 市の総合防災訓練の中で、高齢者のうち、避難行動要支援者の対象となる方も含めた災害時の情報伝達、避難誘導や安否確認など、地域住民参加型の訓練を避難支援等関係者や福祉避難所開設関係者等と連携しながら実施するほか、冬期の除雪や屋根の雪下ろしに対する支援を実施

### 第4節 住まいの充実

#### 高齢者に適した住まいの確保 … P80

- 有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に関する情報提供や実地指導による適正な住宅の確保

## 第6章 介護サービスの充実

### 第1節 持続可能な介護体制の構築

#### 生活支援・介護予防サービスの担い手の育成・確保 … P82

- 生活支援・介護予防サービスの担い手を育成・確保するための研修などの実施

### 第2節 適正なサービス提供体制の確立

#### 介護給付の適正化の推進 … P84

- ケアマネジャーや理学療法士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」により、ケアプランの点検を強化し、ケアマネジメントの更なる質の向上と適正な介護サービスを確保

#### 指導監督体制の強化 … P84

- 介護サービス事業所等の増加への対応や不適切な運営を是正するため、市の指導監督体制を強化

### 第3節 介護保険料収納率の向上

### 第4節 施設・居住系サービスの整備

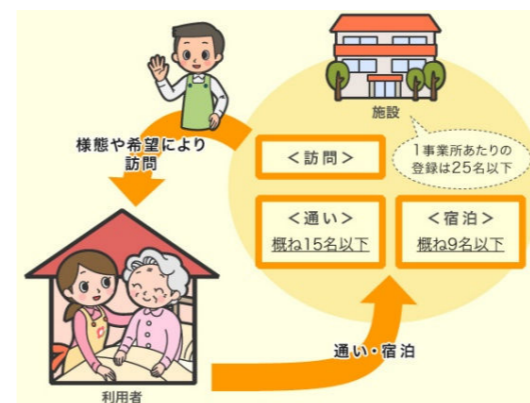
#### 在宅サービスの充実 … P90

- 地域包括ケアシステム構築の中核となる小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを計画的に整備

#### 施設・居住系サービスの整備方針

- 小規模多機能型居宅介護 3事業所  
(第6期計画中は8事業所の公募予定。この内、3事業所の開設見込み。)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
- 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 1施設
- 認知症対応型共同生活介護 1施設

#### 小規模多機能型居宅介護イメージ図

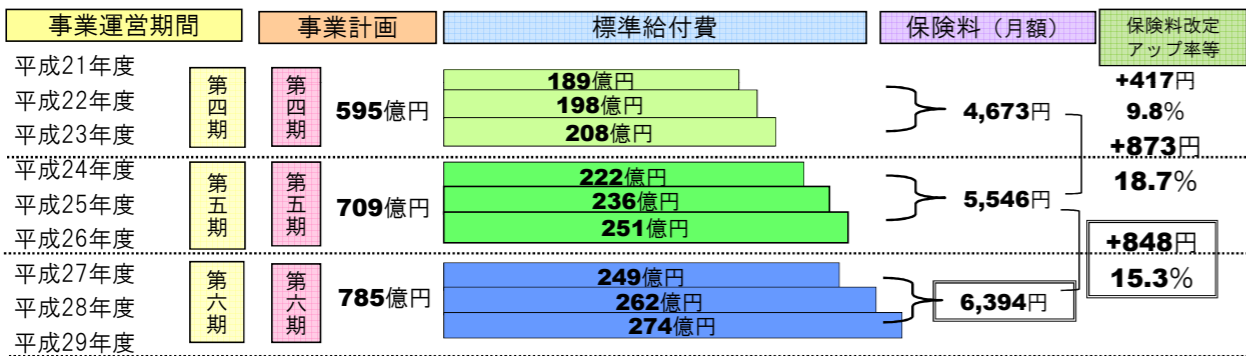


「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画 平成27年度～平成29年度」の概要

●第6期の介護保険料について

○第6期中の給付費は約785億円、第5期中の約709億円に比較すると76億円、10.7%増加する見込み

○第6期の介護保険料(月額)は6,394円、第5期から848円上昇、上昇率は15.3%



【介護保険料に影響する要素】

- ①高齢者・認定者の増によるサービス利用増の影響
- ②第1号被保険者負担割合の増 (21%⇒22%)
- ③財政安定化基金償還金 (約3億円)
- ④県の財政安定化基金交付金 (約1.3億円⇒0円)
- ⑤市の介護給付費準備基金 (2.2億円⇒0円)
- ⑥保険料段階の細分化 (11段階⇒13段階)
- ⑦介護保険施設等の整備  
小規模多機能型居宅介護:3事業所(6期の公募は8、うち3のみ6期中開設)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護:1事業所、認知症対応型共同生活介護:1事業所
- ⑧介護報酬改定 (H27年4月:△2.27%等)
- ⑨一定所得者の利用者負担見直し(利用者負担2割、補足給付)

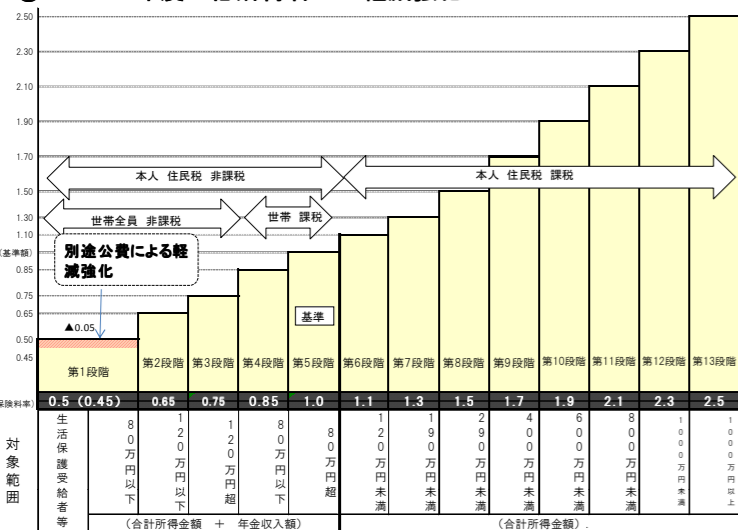
●国による低所得者への軽減強化の見直し

○低所得者の負担に配慮するため、第3段階までの保険料については、国:1/2、県:1/4、市:1/4の負担割合で、公費による軽減強化を実施

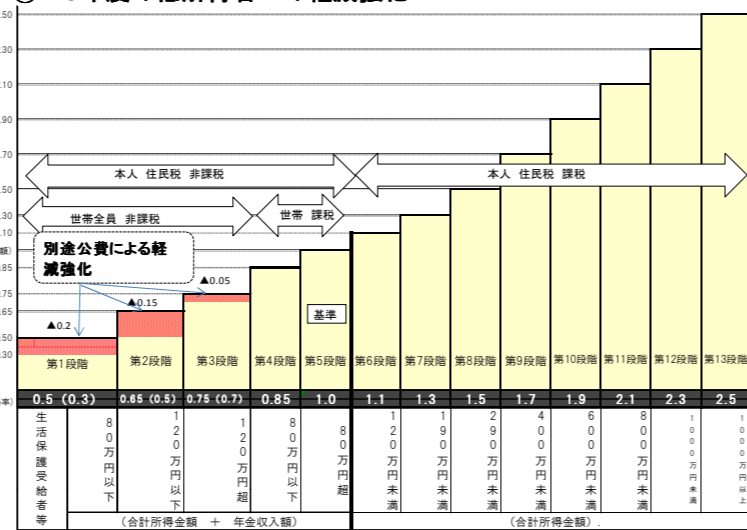
○消費税増税(8%⇒10%)の延期に伴い、H27～28年度は新第1段階のみ軽減強化を行い、軽減幅は△0.05(下図①)

○H29年度から低所得者への公費による軽減強化(下図②)を完全実施(新1・2・3段階)

①H27～28年度の低所得者への軽減強化



②H29年度の低所得者への軽減強化



●介護保険料の段階設定について

○国の多段階化に併せ、現行の11段階から、高所得層を細分化し13段階に多段階化(階層幅も調整)

○保険料の上昇に配慮し、第6期内で公費による軽減強化が及ばない基準額周辺の間層(新4・6段階)の料率を軽減

(中間層の例:新4段階⇒世帯に課税者がいるが無年金の方、新6段階⇒無年金で100万円程度の給料で課税者となる方など)

○中間層の軽減等のため、高所得層(合計所得が190万円以上の方)の料率を引き上げ

○介護保険料設定の考え方

第5期 (H24～H26)の介護保険料設定				第6期 (H27～29)の介護保険料設定				
段階	保険料率	保険料額(月額)	対象者	保険料率		保険料額(月額)		対象者
				H27～H28	H29	H27～H28	H29	
第1段階	0.5	33,200円	市民税非課税世帯(生活保護等受給者等)	0.5	0.5	38,300円	38,300円	市民税非課税世帯(生活保護等受給者等、合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
第2段階	0.5	33,200円	市民税非課税世帯(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)	(0.45)	(0.3)	(34,500円)	(23,000円)	(軽減後)
第3段階	0.65	43,200円	市民税非課税世帯(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超120万円以下)	0.65	0.65	49,800円	49,800円	市民税非課税世帯(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超120万円以下)
第4段階	0.75	49,900円	市民税非課税世帯(合計所得金額+課税年金収入金額が120万円超)	0.75	0.75	57,500円	57,500円	市民税非課税世帯(合計所得金額+課税年金収入金額が120万円超)
第5段階	0.9	59,800円	本人市民税非課税(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)	0.85			65,200円	本人市民税非課税(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下)
第6段階	1.0	66,500円	本人市民税非課税(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超)	1.0			76,700円	本人市民税非課税(合計所得金額+課税年金収入金額が80万円超)
第7段階	1.15	76,500円	本人市民税課税(合計所得金額が125万円未満)	1.1			84,400円	本人市民税課税(合計所得金額が120万円未満)
第8段階	1.3	86,500円	本人市民税課税(合計所得金額が125万円以上200万円未満)	1.3			99,700円	本人市民税課税(合計所得金額が120万円以上190万円未満)
第9段階	1.45	96,500円	本人市民税課税(合計所得金額が200万円以上350万円未満)	1.5			115,000円	本人市民税課税(合計所得金額が190万円以上290万円未満)
第10段階	1.6	106,400円	本人市民税課税(合計所得金額が350万円以上500万円未満)	1.7			130,400円	本人市民税課税(合計所得金額が290万円以上400万円未満)
第11段階	1.75	116,400円	本人市民税課税(合計所得金額が500万円以上)	1.9			145,700円	本人市民税課税(合計所得金額が400万円以上600万円未満)
				2.1			161,100円	本人市民税課税(合計所得金額が600万円以上800万円未満)
				2.3			176,400円	本人市民税課税(合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)
				2.5			191,800円	本人市民税課税(合計所得金額が1,000万円以上)

●介護保険料減免制度の拡充について

○生計維持が困難なために保険料を納めることができない方に対し、本市独自の保険料減免制度を実施していますが、給付費の増等の影響により第6期の保険料は上昇する上に、国による低所得の軽減強化が平成27～28年度は一部実施となったことから、保険料負担が困難な低所得の方に配慮した減免制度に見直しを行います。

区分	見直し前	見直し後
①生活保護基準以下の方への減免の拡充	対象	非課税世帯のみ(新2・3段階相当)
	収入基準	生活保護基準以下
	減免額	1段階の額まで減免
②生活保護基準1.2倍以下の方への減免新設	対象	本人課税まで(新2～7段階)
	収入基準	生活保護基準1.2倍以下
	減免額	1段階下の額へ減免